

① 自宅を中心に利用するサービス

● 日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護 (ホームヘルプ)

自宅へ訪問してもらう

要介護
1~5

訪問介護

自宅に、介護福祉士などの訪問介護員が訪問し、入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

「身体介護型」と「生活援助型」の2種類のサービスが利用できます。

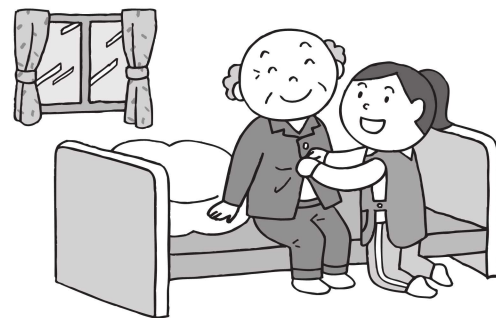
通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

※要支援認定者、事業対象者の方は、介護予防・日常生活支援総合事業(64~67ページ)をご覧ください。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす～

○訪問介護 (1回あたり)

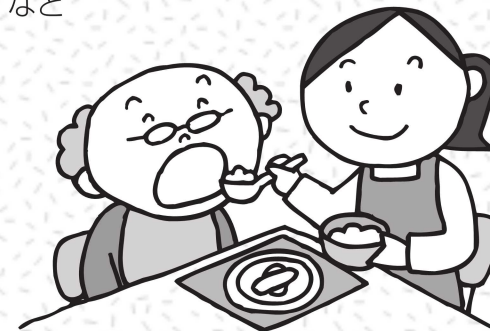
内容		自己負担が1割の場合
身体介護	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
	1時間以上1時間30分未満	567円
	以降30分ごとに82円	
生活援助	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院時の乗車・降車等介助 要支援の人は利用できません。	1回につき	97円



★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

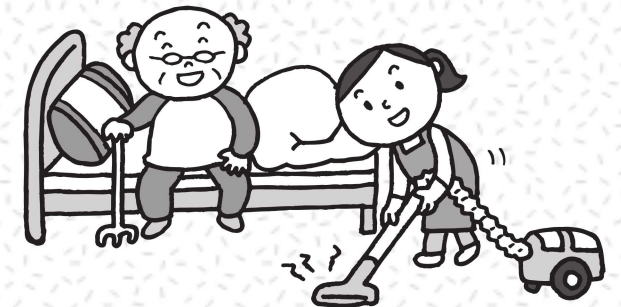
身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院の付添い
など



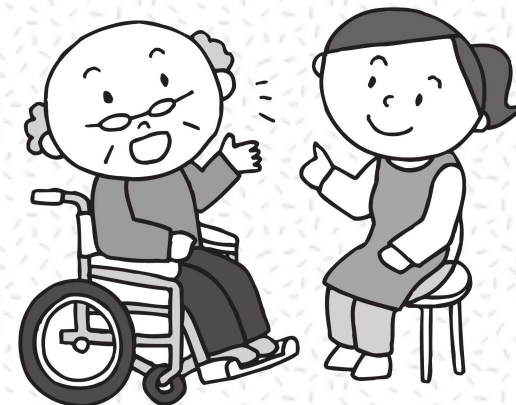
生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
など



相談や助言

- 生活上の不安や介護に関する相談
など



通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助



★要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担があります。

○生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。
○本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。
例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など
②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別手間をかけて行う調理など。

● 看護師などに訪問してもらう

訪問看護



自宅へ訪問してもらう

要支援
1・2

介護予防訪問看護

要介護
1~5

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示に基づき看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や、診察の補助を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照



～自己負担のめやす～

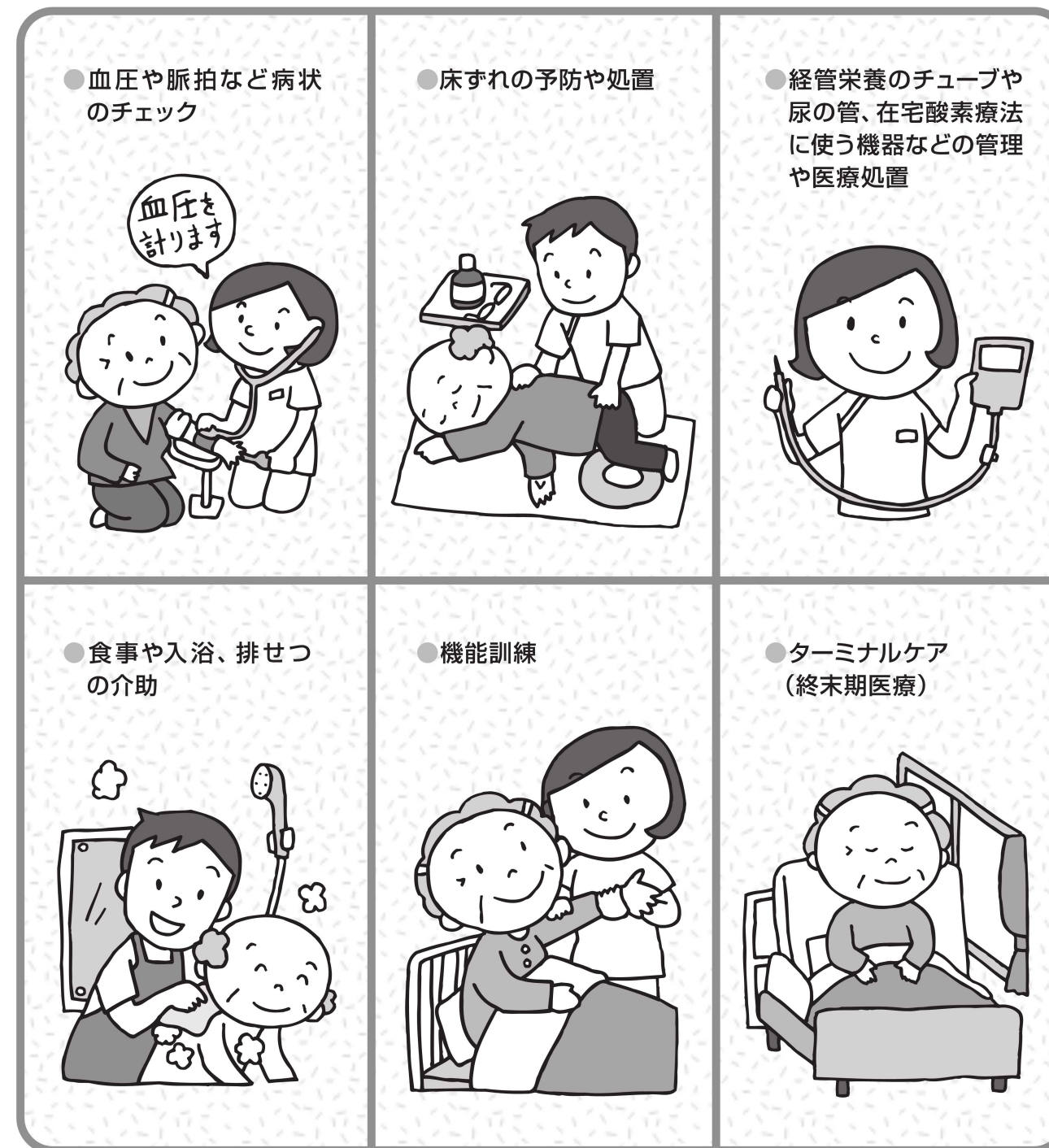
○ 介護予防訪問看護（1回あたり）

内容		自己負担が1割の場合
訪問看護 ステーション から	20分未満	303円
	30分未満	451円
	30分以上 1時間未満	794円
	1時間以上 1時間30分未満	1,090円
理学療法士等による訪問		284円
病院または 診療所から	20分未満	256円
	30分未満	382円
	30分以上 1時間未満	553円
	1時間以上 1時間30分未満	814円

○ 訪問看護（1回あたり）

内容		自己負担が1割の場合
訪問看護 ステーション から	20分未満	314円
	30分未満	471円
	30分以上 1時間未満	823円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128円
理学療法士等による訪問		294円
病院または 診療所から	20分未満	266円
	30分未満	399円
	30分以上 1時間未満	574円
	1時間以上 1時間30分未満	844円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。



● 自宅で入浴する

訪問入浴介護

自宅へ訪問していただくサービス

要支援
1・2

介護予防
訪問入浴介護

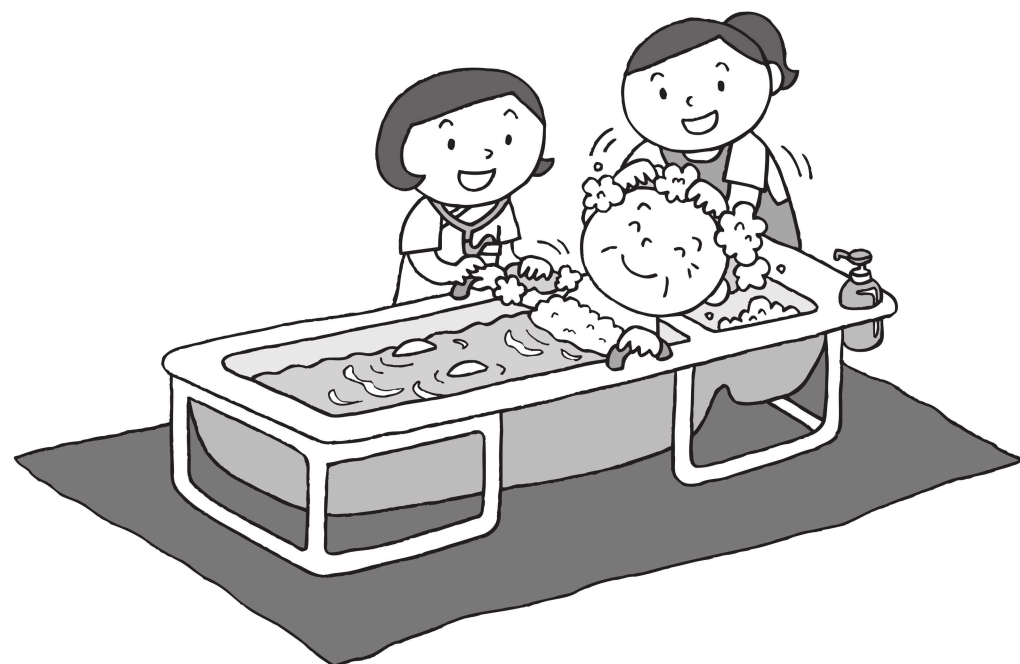
居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに、訪問による入浴介護が提供されます。

サービス提供事業所は58～61ページ参照

要介護
1～5

訪問入浴介護

介護専用浴槽を自宅に運び、入浴サービスを利用できます。看護師や介護福祉士なども同行します。



～自己負担のめやす～

○介護予防訪問入浴介護（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
全身入浴	856円

○訪問入浴介護（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
全身入浴	1,266円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

● 自宅でリハビリする

訪問リハビリテーション

自宅へ訪問していただくサービス

要支援
1・2

介護予防訪問
リハビリテーション

要介護
1～5

訪問
リハビリテーション

通院が困難で、病状が落ち着いて在宅で療養できるようになった人に、医師の指示により、理学療法士（PT）などが自宅に訪問し、筋力などの維持回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションのサービスを受けられます。

サービス提供事業所は58～61ページ参照

～主なサービス内容～

- 機能回復のための訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）

など



～自己負担のめやす～

○介護予防訪問リハビリテーション（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
訪問リハビリテーション	298円

○訪問リハビリテーション（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
訪問リハビリテーション	308円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

● お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

居宅療養管理指導

自宅へ訪問してもらおう

要支援
1・2介護予防
居宅療養管理指導要介護
1~5

居宅療養管理指導

通院または通所が困難な場合、医師または歯科医師の指示に基づき薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。

なお、診療や投薬・検査・処置などを受けた場合には、別途医療の費用がかかります。サービス提供事業所は58~61ページ参照



～自己負担のめやす～

○介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導（1回あたり）

職種	自己負担が1割の場合		
	適用 (利用限度回数は1月に2回)	単一建物居住者であって 在宅の利用者	同一建物居住者であって通院が 困難な利用者(2人以上9人以下)
医師が行う場合	—	515円	487円
歯科医師が行う場合	—	517円	487円
薬剤師が行う場合	病院又は診療所	566円	417円
	薬局	518円	379円
管理栄養士が行う場合	—	545円	487円
歯科衛生士が行う場合	—	362円	326円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

● 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

通所介護 (デイサービス)

施設に通って利用する

要介護
1~5

通所介護

デイサービスに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練(運動器の機能向上など)を行います。

要支援認定者の方は、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業サービスで提供されます。(64~67ページ) サービス提供事業所は58~61ページ参照

～主なサービス内容～

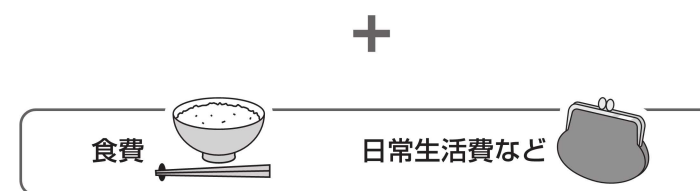
- 看護師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供
★食費については自己負担となります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流

～自己負担のめやす～

○7時間以上8時間未満のサービスの金額（1日あたり）

要介護度	自己負担が1割の場合 通常規模の事業所	主な加算の項目		加算金額 ※自己負担額1割の場合	概要
		入浴介助加算	個別機能訓練加算		
要介護1	658円	I		40円	1日あたり
要介護2	777円			II	
要介護3	900円	(I)イ	56円		
要介護4	1,023円	(II)ロ	76円	1月あたり	
要介護5	1,148円	(II)	20円		

★各種加算追加前の料金を記載しています。
以下の項目以外にも加算があります。詳細な金額については事業所にお問合せください。



● 原則、牧之原市の被保険者が対象の小規模な通所介護サービス



施設に通って利用する

要介護
1~5

地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスに通い、入浴、排せつ、食事といった日常生活上の支援や機能訓練を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

※地域密着型サービスとは

要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活が継続できるように、身近な地域で提供され、原則として本市の被保険者のみが利用できるサービスです。

～自己負担のめやす～ (7時間以上8時間未満)

○地域密着型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合	主な加算の項目		加算金額 ※自己負担額1割の場合	概要
要介護1	753円	入浴介助加算	I	40円	1日あたり
要介護2	890円		II	55円	
要介護3	1,032円	個別機能訓練加算	(I)イ	56円	1月あたり
要介護4	1,172円		(II)ロ	76円	
要介護5	1,312円		(II)	20円	

★各種加算追加前の料金を記載しています。

以下の項目以外にも加算があります。詳細な金額については事業所にお問合せください。



● 認知症の人が施設に通って受けるサービス



施設に通って利用する

要支援
1・2

介護予防認知症 対応型通所介護

要介護
1~5

認知症対応型 通所介護

認知症と診断された人を対象に、デイサービスで専門的なケアをはじめ、食事や入浴といった日常生活上の支援やその方の目標に合わせた機能訓練を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす(7時間以上8時間未満)～

○介護予防認知症対応型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合
要支援1	861円
要支援2	961円

○認知症対応型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。



① 自宅を中心に利用するサービス

● 自宅で介護が必要な人や医療の助けが必要な人が一時的に施設に泊まる

ショートステイ (短期入所生活介護) (短期入所療養介護)

短期間施設に泊まる

要支援
1・2

介護予防短期入所
生活介護/介護予防
短期入所療養介護

要介護
1~5

短期入所生活介護/
短期入所療養介護

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)などに短期間入所して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。
療養介護を利用する場合は、医師の指示に基づき提供されます。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

- 食事※、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる機能訓練

※食費、滞在費については別途自己負担があります。



- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療(短期入所療養介護の場合)



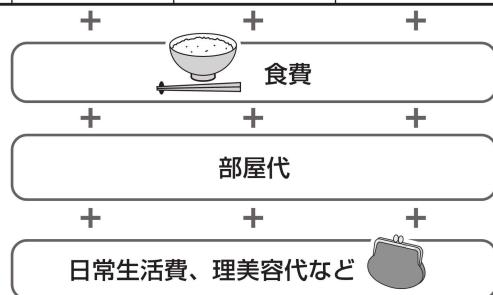
ショートステイを利用するときの注意点

- 連続して利用できる日数は30日までです。
- 連続して30日を超えない日数であっても、通算の利用日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

~サービス費用のめやす~(自己負担が1割の場合)

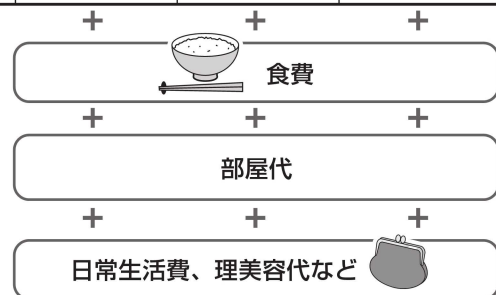
○介護予防短期入所生活介護(併設型の場合)

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円



○介護予防短期入所療養介護

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	613円	579円	624円
要支援2	774円	726円	789円

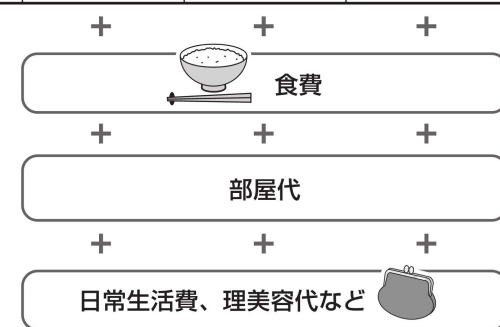


★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

~自己負担のめやす~(自己負担が1割の場合)

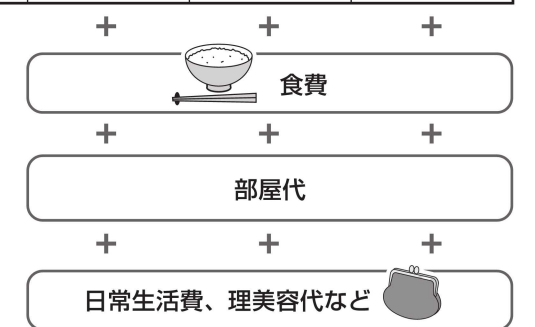
○短期入所生活介護(併設型の場合)

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円



○短期入所療養介護

要介護度	利用料(1日あたり)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	830円	753円	836円
要介護2	880円	801円	883円
要介護3	944円	864円	948円
要介護4	997円	918円	1,003円
要介護5	1,052円	971円	1,056円



◇オムツ代は利用料に含まれます。
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(22ページ~)

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

- [居室の違い]
- ・多床室：定員2人以上の個室ではない居室
 - ・従来型個室：共有生活室(リビングスペース)を併設していない個室
 - ・ユニット型個室：共有生活室(リビングスペース)を併設している個室

● 通い・訪問・泊りなどを組み合わせたサービスを受ける

複合的なサービス
通いを中心とした

要支援
1・2

介護予防小規模
多機能型居宅介護

要介護
1~5

小規模多機能型
居宅介護

1つの事業所で通いのサービスを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事の世話など、日常生活上の必要となる支援や機能訓練を行います。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす(1月あたり)～

○介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護度	自己負担が1割の場合
要支援1	3,450円
要支援2	6,972円

★注意を必要とする認知症の利用者に対する「認知症加算」や事業所の職員の体制(資格保有者の割合や勤続年数など)による「サービス提供体制強化加算」などが加算される場合があります。

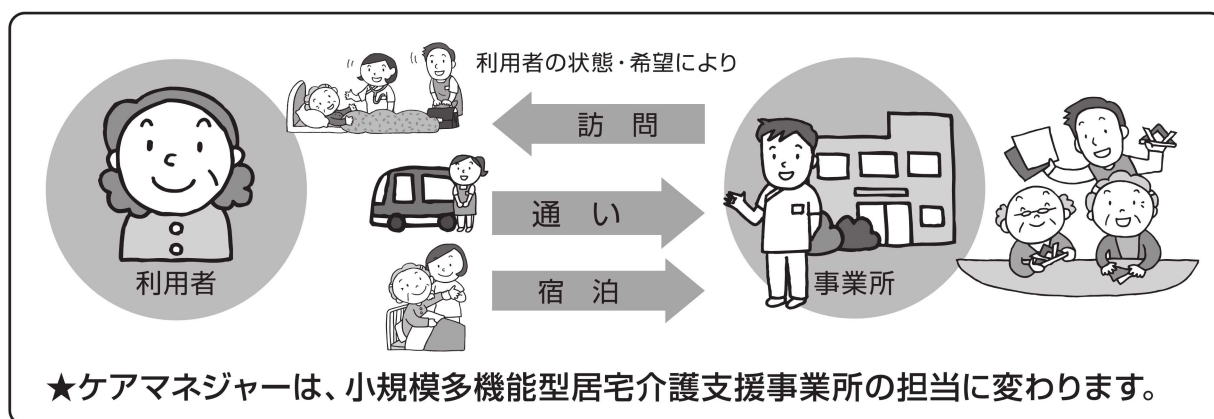
○小規模多機能型居宅介護

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

+



★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。



● 認知症の人が施設で共同生活を送る

自宅から移り住んで利用する

要支援
2

介護予防認知症
対応型共同生活介護
(グループホーム)

要介護
1~5

認知症対応型共同
生活介護
(グループホーム)

※要支援1の人は利用できません。

認知症高齢者に対し、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事の世話などの支援や、機能訓練を行います。
★ショートステイが利用できる場合もあります(費用は異なります)。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

～自己負担のめやす(1日あたり)～

○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

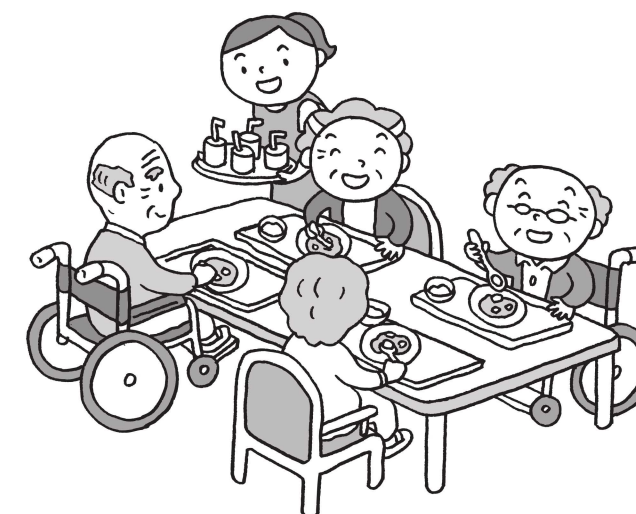
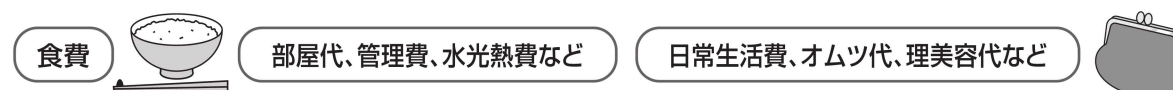
要介護度	自己負担が1割の場合
要支援2	761円

★各種加算追加前の料金を記載しています。
詳細な料金については事業所にお問合せください。

○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

+



② 自宅等の生活環境を整えるサービス

● 自立した日常生活を過ごすための福祉用具を借りる

福祉用具貸与

生活する環境を整える

要支援
1・2

介護予防
福祉用具貸与

要介護
1~5

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
福祉用具専門相談員は利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行います。
サービス提供事業所は58~61ページ参照

福祉用具貸与の対象品目

要介護度	対象品目
要支援 1・2 要介護 1~5	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行器 ・歩行補助つえ ・手すり（工事をとまなわないもの） ・スロープ（工事をとまなわないもの）
要介護 2 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・車いす ・車いす付属品 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
要介護 4・5 の人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動排泄処理装置

※保険給付の対象となる用具は、要支援・要介護度によって異なります。
ただし必要と認められる場合は、例外的に利用可能となります。

○サービス費は対象品目によって異なります。（自己負担割合は1割～3割）

※適切な価格で福祉用具を利用しましょう。

※福祉用具貸与について、平成30年10月から商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定がされています。※福祉用具を貸与する場合は、利用者の状態に応じた福祉用具の選定やケアマネジャーとの連携を強化するため、利用者ごとに個別サービス計画の作成が義務付けられています。

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
「離床センサー」など
- 体位変換器
「起き上がり補助装置」など
- 自動排泄処理装置
- 移動用リフト
(つり具の部分を除く)
「階段移動用リフト」など

★一部福祉用具(「○」となっている品目)は貸与と販売の選択制が導入されています。購入の必要性が認められる場合のみ販売可能となるため、担当ケアマネジャーへご相談ください。

- スロープ : 小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びをしないもの
便宜上設置や撤去、持ち運びできる可搬型を除く
- 歩行器 : 脚部が全て杖先ゴムの形状となっているものが対象
車輪・キャスターが付いている歩行器を除く
- 歩行補助つえ : カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ
プラットホームクラッチ及び多点杖に限る